

当座貸越（貸付専用型）根保証要綱

平成15年12月10日独信基(305)平成15年第639号

第1 定義

当座貸越（貸付専用型）根保証（以下「当座貸越根保証」という。）とは、融資機関の貸付専用型の当座貸越について、予め一定の貸越権極度と取扱期間を定め、保証金額を貸越極度額、保証期間を取扱期間として保証期間内に反復継続して発生する当座貸越債務を保証することをいう。

第2 当座貸越契約書の締結

当座貸越の申込人と融資機関との約定は、借入請求書又は借入専用小切手等による借入を内容とした当座貸越契約書によるものとする。

第3 申込人の資格要件

林業信用保証業務細則第3条に定める組合（ただし、直営事業を営む組合に限る。）、会社及び個人であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1 業歴3年以上で、申込融資機関（店舗）との与信取引（貸付、割引等）が6ヶ月以上あり、最近の決算で利益（経常利益）を計上し、かつ繰越欠損がなく、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの。
- 2 申込融資機関（店舗）との与信取引（貸付、割引等）が6ヶ月以上あり、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、本件融資条件として債権の保全ができる十分な担保の提供があり、かつ償還能力があると認められるもの。
- 3 業歴3年以上で、自己所有の事業所又は自宅等（工場等の所有不動産含む。）があり最近の決算で利益（経常利益）を計上しており、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの。

第4 取扱融資機関

「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書」（以下「約定書」という。）締結融資機関とする。

第5 貸越条件

1 資金使途

事業資金とする。

ただし、貸越の都度、借入請求書又は借入専用小切手等により事業資金性が確認されるものでなければならない。

2 金利

融資機関所定利率とする。

（注）債務保証付であることを考慮し、極力貸付利率の低減に努めることとする。

3 貸越の方法

- (1) 貸越に際しては、取扱融資機関所定の借入請求書又は借入専用小切手等によることとする。
- (2) 借入請求書又は借入専用小切手等には、必ず資金使途欄が設けられていることを要する。
- (3) 当座貸越は、借入専用の口座によることとする。

4 返済の方法

約定弁済付、非約定弁済付（随時弁済）のいずれにしても差し支えないものとする。

第6 保証要件

1 保証限度

5,000万円までとする。

2 保証期間

当座貸越の取扱期間（発生期間）を保証期間とし、保証期間は1ヵ年以内とする。
ただし、更新は妨げないものとする。

3 保証形式

- (1) 当座貸越根保証とする。
- (2) 当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないものとする。

4 保証料の算出及び徴収

別に定めるところによる。

5 担保

不動産・有価証券等の担保を要する。

6 連帯保証人

保証能力のある者1名以上。

ただし、法人においては法人代表者を徴求する。また、担保提供者についても原則として徴求する。

第7 保証の効力

保証の効力は、債務保証書発行後の当座貸越契約の締結日又は保証契約で定める日に発生するものとする。

第8 貸付実行報告書

融資機関は、債務保証書に基づき、当座貸越契約を締結したとき又は保証契約で定めた効力発生の日が到来したときは、速やかに当座貸越に係る「貸付実行報告書」を独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に送付するものとする。

第9 保証条件変更

止むを得ない事情により、保証期間の延長その他の保証条件の変更を行おうとする場合は、所定の変更手続により行うものとする。

第10 更新

- 1 更新は、変更保証契約による期間延長か継続新規のいずれかによるものとする。

- 2 継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越残額を決済させることとする。

第11 根保証の確定

- 1 当座貸越に係る根保証は、次の事由によって確定するものとする。
 - (1) 根保証契約を更新しない場合
 - (2) 当座貸越取引が解約その他の事由で終了した場合
 - (3) 債務者につき期限の利益喪失が生じた場合
 - (4) 貸越の一時中止により根保証を確定させた場合
- 2 根保証確定時の被保証債務の元本は、確定時まで発生している貸越金残額とする。

第12 完済報告書

前記11より根保証が確定し、完済となった場合は、融資機関は速やかに完済報告書によりその旨報告するものとする。

第13 貸越の一時中止

次の場合は、融資機関は、当座貸越を一時中止するものとする。

なお、一時中止の事由が解消した場合は、信用基金と協議の上、一時中止を解除することができるものとする。

- 1 信用基金からの一時中止の申入れ
- 2 信用基金の保証付借入について、延滞又は事故報告書の提出事由が生じた場合
- 3 融資機関が差入れを受けた保証条件担保について根抵当権の確定事由が生じた場合

第14 本制度の取扱停止等

- 1 本制度に係る代位弁済率が高率となった場合は、当該融資機関又は取扱支店との間の本制度の取扱いを停止又は制限することができるものとする。
- 2 停止又は制限することができる事故率の基準は、原則として代位弁済率1.3%を超える場合とする。
- 3 取扱いの停止又は制限に至った場合、停止又は制限期間中の改善状況を考慮の上、取扱いを再開できるものとする。

第15 代位弁済の請求

所定の代位弁済請求手続のほか、代位弁済請求時点の当座貸越元帳の写し等の添付を要することとする。

第16 代位弁済

代位弁済の範囲は、根保証確定時の当座貸越金残額を元本として、これに約定書に定める利息・遅延損害金を加えた額を限度とする。

第17 その他

本制度の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、約定書並びに当座貸越根保証事務取扱要領等によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から実施する。